

# 人間ドック・脳ドック・ 1日ドック(脳・人間)のご案内

## 対象者

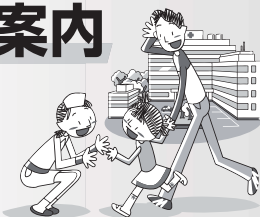
40歳以上の湯浅町国保加入者の方で税の滞納がない方。  
※健診は年1回となっています。医療機関、集団健診等で特定健診を受診する方は重複して受診することができません。(重複分は自己負担になります。)

## 申込方法

お電話もしくは、健康推進係へ直接お越しください。(☎64-1120)  
※1年を通してお申し込みいただけます。(受診日は、検査医療機関と調整のうえ決定となります。)  
※特定健診受診券が必要です。

## 検査項目

- ◎ 人間ドック (血液・血圧・胸部・胃・腹部・心電図・問診・身体測定・検尿・検便等)
- ◎ 脳ドック (脳MRI・血液・血圧・問診・身体測定・検尿等) ※機関によっては胸部・心電図実施
- ◎ 1日ドック (人間ドック・脳ドックの項目)



## ■人間ドック・脳ドック・1日ドック検査医療機関自己負担額一覧表

検査の種類	検査医療機関等	自己負担額	
		4月から9月(消費税8%)	10月から3月(消費税10%)
人間ドック	済生会有田病院	14,200円	14,990円
	橋本胃腸肛門外科	5,000円	5,660円
	健診センター・キタデ(北出病院)	7,640円	7,640円
	和歌山市医師会成人病センター	7,640円	8,300円
	日本赤十字社和歌山医療センター	11,420円	12,150円
脳ドック	西岡病院	4,000円	4,000円
	亀井クリニック	5,000円	5,000円
	健診センター・キタデ(北出病院)	5,566円	5,566円
	国保日高病院	15,000円	15,000円
	和歌山市医師会成人病センター	24,920円	25,900円
1日ドック (脳・人間)	日本赤十字社和歌山医療センター	31,400円	32,500円
	西岡病院	3,000円	3,000円
	健診センター・キタデ(北出病院)	9,080円	9,080円
	和歌山市医師会成人病センター	20,960円	22,200円
	西岡病院	12,500円	12,500円

※消費税の変動により、年度途中で自己負担額が変わる医療機関があります。

※自己負担額は【病院の定める検査費用—保険からの助成金】になっています。

※検査項目を追加した場合は別途自己負担額がかかります。

※成人病センター 胃の検査は基本的にバリウムのみ。過去に異常が見つかったことがある方などは相談によりバリウムから胃カメラに変更可能(消費税8%で2,700円、10%で2,750円アップ)

※西岡病院 バリウムから胃カメラへ変更(消費税8%で3,240円、10%で3,300円アップ)

※日赤医療センター バリウムから胃カメラへ変更(消費税8%で2,300円、10%で2,343円アップ)

胸部X線から胸部CTへ変更(消費税8%で5,940円、10%で6,050円アップ)

※済生会有田病院については、7・8・9月は実施されません。※お申し込みはお早めをお願いします。希望に添えない場合がございます。

■お問合せ先 健康福祉課 健康推進係(8番窓口) ☎64-1120

## 届出は忘れなく

国民年金に加入するときは届出が必要です。特に、お勤め先を退職し、厚生年金(共済組合)の被保険者でなくなったときや、収入増や離婚等のため、配偶者の扶養を外れたときは、届出を忘れてしまいがちです。届出忘れにより、将来の年金受給に必要な納付済期間等が確保できなかったり、万が一の障がいや死亡による障害年金や遺族年金の受給ができなかったりする場合がありますので、届出をしていただきますようお願いいたします。

なお、引き続き、厚生年金(共済組合)の被保険者や、厚生年金(共済組合)被保険者の配偶者として扶養される場合は、役場への届出は必要ありません。(1日でも間があく場合は、国民年金への加入が必要です。)

### ◆ 手続きの際に持ってきていただきたい物 ◆

- ・年金手帳
- ・認印
- ・資格喪失日(認定解除日)がわかるもの(脱退証明書・離職票等)

※国民健康保険に同時に加える場合は、「脱退証明書」等(加入していた保険証の記号番号等・資格喪失(認定解除)日・扶養家族の状況を記載し、事業主または保険者が証明したもの)が必要です。

国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請免除や納付特例の制度が利用できることがあります。手続きの際にご相談ください。



### (参考) 国民年金に加入しなければならない場合

国民年金は、20歳から60歳までの、日本に住む全ての人が加入しなければなりません。加入の種類は3つにわけられます。

- 第1号被保険者…自営業・学生・フリーターなど(第2号、第3号以外の人)
- 第2号被保険者…会社員・公務員など(厚生年金(共済組合)の加入者)
- 第3号被保険者…専業主婦(夫)(第2号被保険者に扶養されている配偶者)

市町村役場で手続きをするのは、第1号被保険者の方です。ここでいう国民年金に加入しなければならない、とは、第1号被保険者となる(第2号や第3号から変わる)場合のことです。

お問合せ先

和歌山西年金事務所 ☎073-447-1660(代表)  
湯浅町役場 健康福祉課健康推進係(8番窓口) ☎64-1120